

毎週月～金曜日 祝日・年末年始を除く

消費生活相談

相談時間 9時～16時
ところ 市消費生活センター(☎0942-85-3800)

職業相談

相談時間 9時～17時
ところ・予約先 ジョブナビ鳥栖
(市役所南別館1階☎0942-50-0008)

電話による労働相談

相談時間 8時30分～17時15分
電話番号 0952-32-7218(佐賀労働局)

年金相談

相談時間 8時30分～17時15分
ところ・予約先 街角の年金相談センター
(市役所南別館1階☎0570-05-4890)

毎月指定日

市民のこころの相談(要予約)

とき 5月13日・27日、いずれも水曜日、
9時30分～11時30分
ところ・予約先 保健センター(☎0942-85-3650)

無料法律相談(弁護士、要予約)

とき 5月7日・14日・21日・28日、
いずれも木曜日、13時～15時
ところ・予約先 市役所1階市民協働課
(☎0942-85-3576)

5月の市民相談会

| とき | 相談内容 |
|------------|------------------------------------|
| 13日 (水) | 9:30～12:00 人権相談 |
| | 9:00～15:00 行政相談 |
| | 13:00～15:00 法律相談(司法書士) 土地建物相談※1 |
| 27日 (水) | 9:00～15:00 行政相談 |
| | 10:00～12:00 暮らしの手続相談(行政書士)※2 |
| | 13:00～15:00 法律相談(司法書士) 土地建物相談※1 |

※1借地・借家の契約など不動産の相談全般
※2遺言や各種契約書、官公署への提出書類の作成などの相談

ところ 市役所1階市民協働課横相談室
予約先 市民協働課(法律相談のみ
要予約☎0942-85-3576)

知っとこ!

消費生活情報

第241回

太陽光発電システムの点検商法に注意!

◀相談事例▶事業者から「太陽光発電システムは法律で定期点検の義務があるため、無料点検する」と電話があり、了承した。その後、事業者がドローンを使って点検し「パネルが汚れており、発電効率をアップするため洗浄とコーティングが必要」と言われ、50万円の契約をした。この件を息子に話すと詐欺ではないかと言われた。解約したい。(70歳代)



太陽光発電システムは関係法令に沿って適切に維持管理することが求められますが、点検義務の対象になるかは再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき判断されます。点検の要否は設置業者に相談し、契約をする場合はその場で契約せず、複数社から見積もりを取り検討しましょう。特定商取引法上の訪問販売や電話勧誘販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、原則としてクーリング・オフができます。

困ったときは、市消費生活センター(☎0942-85-3800、月～金曜日※祝日・年末年始を除く、9時～16時)へ

納期限のお知らせ

今月と来月に納期を迎える税です

4月の納税【納期限:4月30日(木)】

●固定資産税【全期・1期】

5月の納税【納期限:6月1日(月)】

●軽自動車税【全期】

※納税は、安全・便利・確実な口座振替で! 詳しくは税務課(☎0942-85-3587)へ。



広告

外壁塗装 屋根塗装 防水工事 雨漏れ診断

地域応援キャンペーン

外壁塗装
10%OFF
(毎月先着5名様限定)

WEBはこちら!



見積り・診断・ドローン調査無料

塗装専門社 月彩つきろ

久留米・小郡・鳥栖・三養基郡・佐賀対応
営業時間 8:00～20:00【年中無休】

0120-03-2993